

平成28年 第5回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年4月26日（火）午後2時30分から午後3時54分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (24人)

会長	27番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	新井藤市
委員	3番	亀田文昭
委員	4番	小林秀秋
委員	5番	福田フミエ
委員	6番	志賀喜一
委員	7番	木村弘一
委員	8番	松本信行
委員	10番	島田一男
委員	11番	丸山 勤
委員	12番	岩上良雄
委員	13番	島田正実
委員	14番	澁江修身
委員	15番	尾花 收
委員	16番	桂 正次
委員	17番	樋下田政義
委員	18番	新井 勉
委員	19番	小堀幸雄
委員	20番	飯島誠治
委員	21番	田中 茂
委員	22番	京谷博次
委員	23番	兵藤 勇
委員	25番	立川勝美

4. 欠席委員 (3人)

9番	藤倉義雄
24番	大関千代子
26番	高橋 功

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第3号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 相続税納税猶予適格者証明願について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農用地利用配分計画の決定について

6. 農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づく出席要求による出席者

産業文化部農政課農政係 主事 齋藤康祐

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 墳本隆男

農地調整係 係長 金子裕美

主査 黒田和美

主査 槇田俊幸

主事補 桑子豪敏

8. 会議の概要

事務局長	ただいまから、平成28年第5回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、24名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号9番 藤倉義雄委員、議席番号24番 大関千代子委員、

議席番号26番 高橋 功委員の3名でございます。

議 長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は24名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたします。

ただいまから、平成28年第5回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号5番 福田フミエ委員、議席番号22番 京谷博次委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の榎田俊幸主査、桑子豪敏主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第3号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりで

あります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第3号「相続税納税猶予適格者証明願について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第3号 相続税納税猶予適格者証明願について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第3号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第3号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第7号でございます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

3条376番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.5km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター5台、コンバイン2台、トラック、乾燥機各3台を所有しております。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、申請2件を合計して許可後の耕作面積が下限面積に達しますもので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条377番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.5km、所要時間は10分です。農地の利用状況につきましては、先ほどと同様ですので省略させていただきます。検討事項7項目のうち、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、該当しません。その他6項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条378番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇万円です。申請地までの距離は1.0km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台を所有しております。検討事項7項目のうち5番につきまして、申請2件を合計して許可後の耕作面積が下限面積に達しますもので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条379番 契約内容は、使用貸借権の設定10年。従って対価はございません。農地の利用状況につきましては、先ほどと同様ですので省略させていただきます。検討事項7項目のうち、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、該当しません。その他6項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条380番 契約内容は、贈与による所有権の移転。従って対価はございません。申請地までの距離は2.0km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台をリースし、田植機1台をリース予定です。

検討事項7項目のうち、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条381番 契約内容は、売買による所有権移転。対価は〇〇円です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、精米機各1台を所有しております。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、経営移譲による親子間での売買であり、従前と耕作内容に変わりがない案件であることから、事務局で現地調査を行いましたところ、特に問題ございませんでしたので、該当しません。その他5項目につきましても、審査の結果すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条382番 契約内容は、使用貸借権の設定5年。従って対価はございません。申請地までの距離は15.0km、所要時間は25分です。大農機具の所有状況はスピードスプレーヤ1台を所有、スピードスプレーヤ2台、乗用モア1台、トラクター1台をリースしております。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、申請2件を合計して許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条383番 契約内容は、使用貸借権の設定5年。従って対価はございません。申請地までの距離は15.0km、所要時間は25分です。農地の利用状況につきましては、先ほどと同様ですので省略させていただきます。検討事項7項目のうち、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしのことですので、こちらも該当しません。その他6項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

なお本件につきましては、新規就農ということで、農地調整審査会に諮っております。この後、審査会に結果報告をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

審査会

それでは、審査会の結果を報告します。4月20日に、委員8名が出席して審査会を行いました。3条382番及び383番の案件について報告いたします。本申請につきましては、使用貸借権の設定2件の申請であり

ます。申請地の現状はいずれも特に問題ありません。作付計画といたしましては、1年目は桃、2年目からは桃と梨を作付する予定です。農業経験につきましても地元の農業士のもとで梨を1年間研修しております。また、安足農業振興事務所に新規就農について相談されるなど準備を進めております。今後、農業士を始め、近隣の農家の方々に教えを頂きながら果樹栽培をしていきたいとのことです。販売先につきましてはJA足利、JA佐野、小売店等への販売を予定しております。また、直売所での販売も考えているとのことです。申請人は、地域の担い手として活躍が期待され、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以下、協議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。審査会の結果については報告のとおりであります。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

17番
樋下田委員

議案番号3条379番ですけれども総会議案書だと売買となっておりますが、説明ですと使用貸借権の設定となっております。どちらが正しいのでしょうか。

事務局

使用貸借権の設定が正しい内容です。訂正をお願いいたします。

議長

他にございませんか。質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

4条81番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「市道幅員6m」、南は「畑」、北は「畑と宅地」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第4条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない（代替地が無い）場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の「第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、当該設備の設置主体によらず農地法の規定による農地転用許可を受けて設置可能」という取扱いに該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

議 長

す。ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条429番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

本申請は、すでに一部が転用されており、始末書が提出されております。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「宅地と市道幅員6m」、南は「市道幅員5m」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条430番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田と畑」、東は「宅地」、西は「田」、南は「市道幅員4m」、北は「田」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場

合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅敷地であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条431番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑と宅地」、西は「山林」、南は「山林と市道幅員4m」、北は「畑と山林」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条432番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「畑」、南は「宅地と市道幅員5m」、北は「水路」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、敷地内浸透、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条433番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「水路」、西は「畑」、南は「宅地」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道

側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が農家住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番
桂委員

現地調査・検討結果報告書15頁、総会議案書23頁をお開きください。現地調査・検討結果報告書では借人が〇〇となっており、総会議案書では△△となっております。どちらが正しいのでしょうか。

事務局

総会議案書23頁の記載が誤っておりまして、ご指摘いただいたとおり、正しくは〇〇となります。訂正をお願いいたします。

議長

他にございますか。質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号5条431番については、転用に係る面積が30aを超えている案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、5条431番以外の案件については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号5条431番については、許可相当という意見を付して、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行い、許可相当と認める旨の回答書を受理した後、他法令との調整のうえ、許可することに決定し、5条431番以外の案件については、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成28年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地282番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地、山林及び資材置場として利用されております。願出地のうち、願出地の内1筆の西は畑ですが営農に支障はないと思われまます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地のうち山林となっている箇所は森林の様相を呈しており、また、宅地及び資材置場となっている箇所は人為的に転用行為が行われており、いずれも農地への復元は困難であると思われまます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われまます。

非農地283番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われまます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われまます。

非農地284番について報告いたします。

願出地の状況は、鉱山敷地として利用されております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われまます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われまます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われまます。

非農地285番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地286番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の西は畑ですが営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りをいたします。議案第4号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成28年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第5号 1. 利用権設定関係の33頁3番について、議席番号5番 福田フミエ委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第5号 1. 利用権設定関係の33頁3番について審議いたします。福田フミエ委員の退室をお願いいたします。

(福田フミエ委員 退室 15:41)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 1. 利用権設定関係の33頁3番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 1. 利用権設定関係の33頁3番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。福田フミエ委員の入室をお願いします。

(福田フミエ委員 入室 15:43)

次に、議案第5号 1. 利用権設定関係の33頁3番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 1. 利用権設定関係の33頁3番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって議案第5号 1. 利用権設定関係の33頁3番以外の案件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」、議案第7号「農用地利用配分計画について」は関連がございますので一括して議題といたします。議題に入る前にご報告申し上げます。本議案の説明員として、佐野市産業文化部農政課農政係 齋藤康祐主事が出席しておりますので、ご紹介いたします。

(齋藤主事 自己紹介)

事務局及び農政課をして議案第6号、議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成28年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

議案第7号 農用地利用配分計画について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

平成28年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

説明員

(議案第6号 朗読し説明)

(農政課)

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局、農政課の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第6号 41頁1番と議案第7号 43頁4番について、議席番号18番 新井 勉委員が、議事参与の制限に該当します。新井 勉委員の退室をお願いいたします。

(新井 勉委員 退室 15:50)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第6号 41頁1番と議案第7号 43頁4番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 41頁1番と議案第7号 43頁4番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井 勉委員の入室をお願いします。

(新井 勉委員 入室 15:52)

次に、議案第6号 41頁1番と議案第7号 43頁4番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第6号 41頁1番と議案第7号 43頁4番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって議案第6号 41頁1番と議案第7号 43頁4番以外の案件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成28年第5回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時54分閉会